

1. 案件名（国名）

国名： フィリピン共和国（フィリピン）

案件名：

メトロダバオ圏包括的・持続的都市開発マスタープラン策定プロジェクト

Project for Comprehensive and Sustainable Urban Development Master Plan for Metropolitan Davao

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における都市開発セクター／メトロダバオ圏の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

メトロダバオ圏（人口 334 万人（2020 年）、面積 6,491km²）はフィリピン第三の大都市圏である。その中心であるダバオ市（人口 177 万人（2020 年）、面積 2,440km²）に牽引され、2045 年までに人口が 580 万人に増加し、急速に都市化することが予想されている。

フィリピン国家経済開発庁（National Economic and Development Authority（以下、「NEDA」とする））及びダバオ市は、2016 年から 2018 年にかけて、JICA 技術協力「ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト」（以下、「IM4Davao」とする）を通じて、関係機関の能力向上とともに、2022 年から 2045 年を目標期間として、道路・交通管理、公共交通、ゲートウェイ、水供給、下水管理、固形廃棄物、産業開発から構成される都市インフラ開発計画と優先開発事業リストを策定した。現在、同事業リスト上の短期プロジェクトに位置付けられたダバオ市バイパス道路建設、ダバオ市沿岸道路建設、バス近代化、洪水対策マスタープラン、下水道整備調査等の事業が進行中である。

フィリピン政府は、拡大を続けるメトロダバオ圏の土地需要の増加と都市問題の悪化を念頭に、今後の望ましい開発を見据え、長期的な地域開発計画の策定と同計画に基づくインフラ整備が必要としている。かかる対応のためダバオ市長を議長とする Metropolitan Davao Development Coordinating Committee（以下、「MDDCC」とする）は、2022 年から 2045 年を目標とし、開発戦略をメトロダバオ圏に拡大した「メトロダバオ圏包括的・持続的都市開発マスタープラン」（以下、「マスタープラン」とする）を策定する方針を 2020 年 2 月に承認し、またその実施母体としてメトロダバオ開発庁（Metropolitan Davao Development Authority（以下、「MDDA」とする））を設立する法案（Republic Act

11708 号) を承認した。今後設置される MDDA が、同マスタープランの策定と実施を所掌することとしている。

かかる背景を踏まえ、IM4Davao の協力成果を高く評価する NEDA 及び MDDCC は、開発戦略をメトロダバオ圏に拡大したマスタープランの策定について、我が国に技術協力を要請した。

(2) 都市開発セクター／メトロダバオ圏に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対フィリピン国別開発協力方針(2018年4月)にて、「持続的経済成長のための基盤の強化」を重点分野に掲げ、大首都圏及び地方都市を中心とした運輸交通網整備を始めとした質の高いインフラの整備、行政能力の向上等に対する協力を実施する方針としており、本事業はこれらの方針に合致する。また、グローバル・アジェンダ「都市・地域開発」で目指す、持続可能な都市の実現を図る方針にも合致する。

本事業は、SDGs ゴール 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」及びゴール 11「包摂的、安全、強靱で持続可能な都市と人間居住の構築」にも貢献することから、JICA が本事業を実施する意義は大きい。

(3) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行(ADB)は路面公共交通及び治水の両分野でメトロダバオ圏への協力を実施している。具体的にはダバオ市公共交通近代化プロジェクトや交通管理、信号システムを含むバスシステムとサービスの向上を支援しているほか、タグム市を流れる Libuganon 川を対象とした洪水リスク軽減のプロジェクト協力を準備している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、メトロダバオ圏を対象とする包括的かつ持続可能な都市開発マスタープランの策定を通じ、バランスの取れた都市開発、環境保全及び、経済活動の活性化および、地域内の円滑かつ効果的な広域行政サービスの提供に寄与する。

(2) 総事業費

2.8 億円

(3) 事業実施期間

2024 年 2 月～2026 年 2 月を予定(計 24 カ月)

(4) 事業実施体制

実施機関（メインカウンターパート）：

フィリピン国家経済開発庁（NEDA）

関係機関：ダバオ市、他対象自治体、関係省庁

(5) インプット（投入）

1) 日本側

① 調査団員派遣（合計約 52 P/M）：)

チームリーダー / 都市計画 / 都市管理

交通計画・都市交通管理計画

社会経済分析

災害リスク管理

沿岸資源管理

アグリツーリズムと都市緑化

水資源管理・給水

都市排水・下水

廃棄物管理

産業振興

戦略的環境アセスメント

投資・財務分析

制度整備・実施メカニズム

人材育成

② 研修員受け入れ

2) フィリピン国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

対象分野：都市開発

対象地域：Republic Act 11708 号で定義される MDDA が管轄するメトロダバオ圏の以下 15 自治体

City Government of Davao, City Government of Tagumu, City Government of Digos, City Government of Panabo, Island Garden City of Samal, Municipality of Carmen, Municipality of Sta. Cruz, City Government of Mati, Municipality of Mako, Municipality of Hagonoy, Municipality of Padada, Municipality of Malalag, Municipality of Sulop, Municipality of Malita, Municipality of Sta. Maria

対象規模：人口 334 万人（2020 年）、面積 6,491km²

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

日本は、都市開発分野において、上記のとおりダバオ市を対象に IM4Davao を実施し、開発事業リストを策定した。IM4Davao は策定後 4~5 年ごとに定期的に更新することが想定されているが、更新にあたっては、ダバオ市とメトロダバオ圏の他の自治体との連結性や、メトロダバオ圏におけるダバオ市の位置づけを十分に考慮することが望ましく、本マスタープラン策定とリンクさせることが双方にとって効果的である。また、1995 年から 1999 年に Davao Integrated Development Program (以下、「DIDP」とする) を対象とした「ダバオ地域総合開発計画調査」を通じてマスタープランを作成し、その後、同プランで策定された各種インフラや農水産業、工業、サービス業多岐にわたる事業を継続的に支援してきた。本マスタープラン策定にあたっては、DIDP を通じた同地域への JICA の実績を考慮しながら進めることが望ましい。

加えて、JICA は防災分野で「ダバオ市治水対策マスタープラン策定プロジェクト」、水資源分野で「全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査」を実施中、下水道分野で「ダバオ市下水道整備マスタープラン策定プロジェクト」を実施予定である。本マスタープランの対象セクターでもあることから上記プロジェクトの成果、進捗も考慮し調査を進めることとする。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

ADB は路面公共交通分野でダバオ公共交通近代化プロジェクトや交通管理、信号システムを含むハイプライオリティバスサービスを支援しており、公共交通分野で情報交換を行う。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：：本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) 上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本格調査で確認
- ④ 汚染対策：本格調査で確認
- ⑤ 自然環境面：本格調査で確認
- ⑥ 社会環境面：本格調査で確認
- ⑦ その他・モニタリング：本格調査で確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配

慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項

特になし

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<分類理由> 調査にてジェンダー主流化ニーズが確認されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

策定されたマスタープランと技術移転の成果が活用されることで、バランスの取れた都市開発、環境保全及び、経済活動の活性化に貢献するとともに、地域内の円滑かつ効果的な広域行政サービスの提供に寄与する。

(2) アウトプット

- 包括的かつ持続可能な都市開発マスタープランの策定
- 短期、中期、および長期の投資プログラム/プロジェクトの策定
- 優先プロジェクトリストの作成
- MDDA の運営のための人材育成計画の作成
- カウンターパートへの技術および知識の移転

(3) 調査項目

- 対象地域の既存の社会経済情報、インフラ施設のレビューと分析
- 関連政策、法律、規制、国および地域の上位開発計画のレビューに沿った、開発ビジョンと戦略の策定
- 開発のポテンシャルと将来の開発に対する制約を十分に考慮した社会経済フレームワークの設定
- 都市成長管理のための包括的かつ持続可能な都市計画区域の決定
- 対象地域の空間計画および構造計画の策定
- アグリエコツーリズムと都市緑化開発計画の策定
- ダバオ湾沿岸資源管理計画の策定
- 都市施設・サービスに関する広域行政サービスの策定

- 優先課題に関する、短期、中期、長期の投資プログラム／プロジェクトの策定
- 優先プロジェクトリストの策定
- 投資計画と資金計画の策定
- 民間投資および官民パートナーシップにかかる促進策の策定
- 優先プロジェクトの実施ロードマップの策定
- 戦略的環境アセスメント (SEA) の実施
- 重要業績評価指標 (KPI) による監視および評価計画の策定
- マスタープランの実施のための制度的取り決めの策定
- MDDA の運営のための人材育成計画の策定
- プロジェクトを通じたカウンターパートおよび LGU への技術および知識の移転

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

- 政策／制度的要因：現状の政策・制度から大幅に変更しない。予定通り MDDA が設置されると共に、MDDC が立ち上げられる。
- 経済的要因：NEDA インフラ委員会が本マスタープランで提案される事業を承認する。
- 社会的要因：治安等が大幅に悪化しない。
- 自然条件：自然条件が大幅に悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

マスタープラン策定においては、事業の提案を行うだけでなく、提案事業の実施に確実につなげることが事業効果を確保するうえで重要である。「ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト（事後評価 2017 年度）」では、事業期間中に、関係機関に対して提案事業と必要な人員と予算について説明する機会を設けることで、調整機関が事業完了後に提案事業の適時の計画・実施に向けて予算・人員が確保されるよう関係機関と交渉を続ける体制を確保した教訓が得られている。本事業では、マスタープラン策定段階からメインカウンターパートである NEDA を中心として、対象自治体や関係省庁との合同協議を調整・実施し、提案事業と必要な人員と予算について説明する機会を設けるものとする。

7. 評価結果

本事業は、フィリピン国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、メトロダバオ圏の開発マスタープランの策定支援を通じてバランスの取れた都市開発、環境保全、経済活動の活性化に貢献するものであり、SDGs ゴール 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」及びゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標

事業完了時点

メトロダバオ圏包括的・持続的都市開発マスタープランが策定される

事後評価時点

- 同マスタープランが対象自治体の開発計画及び空間計画に反映される
- 同マスタープランの内容が地域開発計画に反映、承認される。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了 3 年後 事後評価

以 上